

# 島根スサノオマジックブースタークラブ会員規約

## ブースタークラブ会員規約

### 第1条

本規約は、株式会社山陰スポーツネットワーク（以下「当社」とします。）が組織・運営する「島根スサノオマジックブースタークラブ」（以下「本クラブ」とします。）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」とします。）に対して適用される規約（以下「本規約」とします。）とします。

### 第2条（本規約の範囲）

当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規程（以下「諸規程」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本クラブが会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「サービス」とします。）の内容を会員より事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

### 第4条（当社からの通知）

本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

### 第5条（会員）

- 1.会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において未成年の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
- 2.会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。
- 3.入会申込に際しては、所定の年会費を納入するものとします。

#### 第6条（入会の承認および取消）

当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の入会申込みを取消することができるものとします。

- 1.入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- 2.入会申込者が実在しない場合
- 3.入会申込者がいわゆる暴力団その他反社会的組織の構成員や関係者であると当社が認める場合
- 4.本規約に違反した場合
- 5.その他、会員として不適切であると当社が認める場合

#### 第7条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから2017年6月30日までとします。尚、更新する場合は、再度入会手続きを必要とします。

#### 第8条（会員資格の自動更新）

会員資格の自動更新は、会員また当社が有効期間満了の1か月前までに更新拒絶をしない限り、前条の有効期間を1年間更新し、以後も同様とします。

#### 第9条（会員証）

- 1.当社が第5条及び第6条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員番号を表示した会員証を発行し、これを会員に提供します。
- 2.会員証は、会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、会員サービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。
- 3.会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第22記載の「島根スサノオマジックブースタークラブ事務局」宛てに連絡するものとします。
- 4.前項の会員証の紛失、盗難に伴い会員が希望する場合には、会員は当社所定の手続きを行い、当社所定の再発行手数料を負担することで、当社は会員証を再発行します。ただし、この場合、会員番号は再発行前の会員番号と別のものとなることがあるものとします。

#### 第10条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく本クラブの会員としての地位を、会員を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

#### 第 11 条（会員情報の変更）

- 1.会員は、第 5 条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等の登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により届け出ることとします。
- 2.会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
- 3.入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 4.2 回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

#### 第 12 条（退会）

- 1.会員は、当社所定の手続を行うことにより本会を退会することができます。ただし、当社は年会費の返還をしないものとします。
- 2.会員は何時にても所定の手続を行うことにより本会を退会ことができ、同時にその諸権利を失うものとします。

#### 第 13 条（自己責任の原則）

- 1.会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
- 2.サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（営業活動の禁止）

会員は、本クラブ及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

#### 第 15 条（その他の禁止事項）

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- 1.本クラブ及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- 2.第三者になりすまして本クラブに入会する行為
- 3.他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- 4.特典等を第三者に販売する行為
- 5.当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- 6.当社又は第三者に不利益を与える行為
- 7.本クラブの運営を妨げるような行為
- 8.申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
- 9.前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
- 10.前各号の行為を第三者に行わせる行為

#### 第 16 条（会員資格の喪失）

- 1.会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。
  - 1)入会申込みが取消された場合
  - 2)第 11 条に基づいて退会した場合
  - 3)会員が死亡した場合
  - 4)会員が本規約に違反して除名された場合
- 2.前項の場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。

#### 第 17 条（年会費等の諸費用）

- 1.第 7 条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
- 2.会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
- 3.年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
- 4.当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
- 5.第 1 項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。
- 6.会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。

#### 第 18 条（本会の終了）

当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2 当社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

#### 第 18 条（免責）

当社は、会員の本クラブおよびサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（会員情報の利用目的）

1.個人会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス等の個人情報（以下「会員の個人情報」という）に関し、当社の利用目的は次の各号のとおりとし、当社の個人情報保護方針その他法令を遵守するものとします。

2.本会における特典等商品を発送すること。

3.当社が商品、サービス等本クラブに関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること。

#### 第 20 条（準拠法）

本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第 21 条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、松江地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第 22 条（問い合わせ先）

この規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目 2 番 1 号 くにびきメッセ 6F

島根スサノオマジックブースタークラブ事務局

TEL : 0852-60-1866 (平日 10 : 00~18 : 00)

FAX : 0852-60-1867

#### 附則

本規約は、2012 年 7 月 1 日から施行します。